

【スウェーデン】電力不足時の安定供給に関する新制度

海外立法情報課・井樋 三枝子

* 極端な電力不足時に需給バランスを保持するために行う送電制限又は送電停止に関する新計画の策定と実施に関連して、電気法(1997:857)が改正され、2011年7月1日に施行された(2011:476)。併せて、「送電制限又は停止に際し社会的重要性の高い電気使用者を優先させる計画に関する政令」(2011:931)が制定され、同年8月1日に施行された。

スウェーデンの電力系統及び危機管理体制

スウェーデンでは、発電、送電（高圧線）、地域又は地方の送電線又は配電線及び電力小売業者は完全に分離している。発電所は、株式を国が100%所有するヴァッテンフォール公社やその他外国の公社や民間企業が所有している。これらの発電所で発電した電気は卸売市場で価格が決まり、高圧線を所有するスウェーデン送電網公社（SvK）が全土へ送電する。SvKは電気法、電気系統責任に関する政令（1994:1806）に基づき、送電と電力の需給バランスの保持に関する最終責任を負っている。大口の電気使用者との調整なども、直接SvKが行っている。地域や地方の送電線又は配電線は、公社又は民間企業が有し、この利用については消費者に選択の余地がないが、電力小売業者については、消費者が自由に選択することができる。

スウェーデンの危機管理体制の中心規定である全体防衛及び緊急事態体制に関する法律（1992:1403）により定められる「厳戒緊急事態体制」における、送電を維持するために必要な計画の策定やその他の活動についての責任は、電気緊急事態対応法（1997:288）で定められている。これに基づき制定された電気緊急事態のための政令（1997:294）第2条第5項には、緊急事態対応には優先順位の高い電気使用者への供給を確保する方策を含んでいなければならないと明記されている。電気緊急事態対応法、電気緊急事態のための政令等に基づき、SvKが電気緊急事態における責任を負うと位置付けられ、省庁及びSvK等は政令又は規則の制定権限が与えられている。

厳戒緊急事態体制にない場合で、スウェーデンにおいて電力が極端に不足する事態として想定されるのは、主に暖房需要が高い冬季に起こる原子力発電所の故障による緊急停止、冬季の水量減少が大きい場合に起こる水力発電所の発電量低下である（スウェーデンでは全発電の約7割を水力発電と原子力発電が占めている。）。このような事態は1996年と2003年に発生したが、辛うじて停電は回避された。電力不足発生時に、適切な需給調整ができなければ、全土の電気系統が破綻する可能性が高まる。それを防止するための計画的な送電停止等の措置については、電気法や電気系統責任に関する政令により規定されており、この送電停止決定の権限はSvKが有する。送電停止には、手動方式のMFKと自動のAFK（大規模発電施設が何らかの理由で停止した場合等に自動的に実施）があり、MFKは、決定後15分で実施され、高圧線の次の段階にある「地域」を全国順番に停電し、最終的に消費電力の50%を節約するというものである。これは、公平性という観点から導入されたものではあったが、地域全体が

一斉に送電停止となることにより、広範囲ですべての電気使用者が停電することとなる。よって、その地域に社会的に重要な施設がある場合、影響が甚大となるおそれがある（ただし、MFKは1980年の導入以来、一度も実行されたことはない）。そこで、2004年からエネルギー庁が中心となり「電力不足時における電気利用者の供給優先順位に関する電力管理（Styrel）」という仕組みが検討されてきた。この仕組みでは厳戒緊急事態体制時と同様、優先順位の高い電気利用者への供給を確保するため、地域の下位にある「地方」の配電線の段階できめ細かく送電停止を行うことを目指している。Styrelを実行するため、電気法の関連条項が改正され、新たな政令が制定された。

電気法改正・新政令の内容

Styrelとは、SvKが決定する送電停止に際して、中央、レーン行政庁（地方において国の事務を執行する機関）、コミューン（地方自治体）、SvK等が共同して、社会的重要性の高い電気使用者に優先順位をつけ、停電を回避させる計画を指す。電気法第8章第2条は、電力不足対応と電力安定供給に関する責任者とその権限を定めているが、今回、同条第2項が改正された（2011:476）。第1項では、電力の需給バランスが崩れた場合、エネルギー庁は発電所に価格の動向を無視した発電調節を命ずることができると規定されている。新第2項では、第1項の措置で対応できない場合には、送電制限又は送電停止の実行を命令できること（従来どおり）と、その場合には、社会的重要性に応じて優先順位を付して行うこと（新規）が定められた。これらに関する方法の詳細は政令で定めることとされた。電気供給の制限及び停止については、電力系統責任に関する政令で定められており、今回新たに、「送電制限又は停止に際し社会的重要性の高い電気使用者を優先させる計画に関する政令」（2011:931）が制定された。

新政令は、電気法第8章第2条に基づき送電制限又は停止が必要な状況下で、社会的重要性の高い電気使用者の優先順位の付与と管理のための包括的計画及び基本的枠組みの策定に関して規定する。この計画についてはエネルギー庁が全体的な責任を負い、レーン行政庁がコミューンと協力して、その業務を遂行する。電気使用者は、次の順に優先度が高いと判断される。(1)短期的（時間単位）に生命と健康に重要な役割を果たしている、(2)短期的（時間単位）に共同体の機能に対して重要な役割を果たしている、(3)長期的（日単位）に生命と健康に重要な役割を果たしている、(4)長期的（日単位）に共同体の機能に対して重要な役割を果たしている、(5)重要な経済的価値を代表している、(6)環境に対し不可欠な役割を持っている、(7)社会的、文化的側面に対して不可欠な価値を有している、(8)その他。発電所及び地方自治体が稼働する暖房設備は最優先となり、この条件の適用を受けない。社会的重要性の高い電気使用者とは、具体的には、病院、交通機関、国防施設、重要生産拠点、工場等が想定されている。この選定にあたっては、コミューン及び電気小売会社が、レーン行政庁を支援する。実際の送電の制限又は停止の権限はSvK並びに地域及び地方の送電網保有者に委託される。レーン行政庁が4年ごとに計画を見直すことも規定された。このStyrelは、2012年1月1日以降に発生する送電の制限又は停止に対して適用される。